

第四百十回
国会

参議院文教委員会會議録第三号

平成九年三月十三日(木曜日)

午後五時四十七分開会

委員の異動

三月十三日

辞任

阿部 幸代君

補欠選任

笠井 亮君

出席者は左のとおり。

委員長

理事

清水嘉与子君

小野 清子君

鹿熊 安正君

石田 美栄君

日下部操代子君

委員

釜本 邦茂君

世耕 政隆君

田沢 智治君

馳 浩君

菅川 健二君

田村 秀昭君

林 久美子君

山下 栄一君

山本 正和君

本岡 昭次君

笠井 亮君

國務大臣

文部大臣

小杉 隆君

政府委員

文部大臣官房長

文部省學術國際局長

事務局側

常任委員会専門員

青柳 徹君

本日の會議に付した案件

○教育公務員特例法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○委員長(清水嘉与子君) ただいまから文教委員会を開会いたします。

まず、委員の異動について御報告いたします。本日、阿部幸代さんが委員を辞任され、その補欠として笠井亮さんが選任されました。

○委員長(清水嘉与子君) 教育公務員特例法の一部を改正する法律案を議題といたします。

政府から趣旨説明を聴取いたします。小杉文部大臣。

○國務大臣(小杉隆君) このたび、政府から提出いたしました教育公務員特例法の一部を改正する法律案について、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

大学を初めとする學術研究機關が、民間等各方面から寄せられる要請に機敏に対応し、學術研究の社会的協力・連携を深めていくことは、社会に対する貢献として極めて重要であることは言うまでもなく、また、大学等にとっても、民間等との活発な交流を通して有益な刺激を受けるという観点から、その教育研究の活性化に資するものとして非常に有意義であります。

さらに、今日、科学技術創造立国を目指す我が国にとって、大学等がその研究の特性を踏まえつつ、民間等との連携を積極的に図ることにより、二十一世紀に向けて社会経済の活力と国民福祉の向上に資する独自の研究開発を展開することが喫緊の課題となっております。

このようなことから、さきに策定されました科学技術基本計画等を踏まえ、国立大学と民間との共同研究等を積極的かつ効果的に推進するため、

教員が民間との共同研究等に参画する場合における退職手当算定上の不利益を解消することが今回の改正の趣旨であります。

次に、この法律案の概要は、国立大学等の教員が共同研究等に従事するため休職にされた場合の退職手当の在職期間の計算について、この休職期間を除外しないこととするため、国家公務員退職手当法の特例に関する規定を新設するものであります。

以上がこの法律案の提案理由及びその内容の概要であります。

何とぞ、十分御審議の上、速やかに御賛成くださるようお願いいたします。

○委員長(清水嘉与子君) 以上で趣旨説明の聴取は終わりました。本案に対する質疑は後日に譲ることとし、本日はこれにて散会いたします。

午後五時四十九分散会

二月二十一日日本委員会に左の案件が付託された。
一、病院内学級、訪問教育等の充実による不就学の児童・生徒の解消、希望するすべての生徒に対する高等部教育の保障に関する請願(第一六二号)

第一六二号 平成九年二月十三日受理
病院内学級、訪問教育等の充実による不就学の児童・生徒の解消、希望するすべての生徒に対する高等部教育の保障に関する請願
請願者 東京都中央区日本橋浜町三ノ五ノ二 山口光昭外四万八千八百十二名
紹介議員 阿部 幸代君

昭和五十四年の養護学校義務制実施の際、障害が重く通学が困難と判断された児童・生徒を対象と

して始められたのが訪問教育である。障害の重い子はより長い期間、より丁寧な教育が必要であるが、訪問教育は中学部で打ち切れられ高等部教育は保障されていない。高校進学率が百%に近い中、障害を持つ児童・生徒の学習・発達権が侵害されている。また、医療の進歩に伴い病氣療養児童・生徒の療養生活は多様化し、流動的なものになっているが、多くの児童・生徒は、病院内学級が不足しているため「在校」のまま長期欠席扱いにされ、教育的には放置されている現状にある。ついては、次の事項について実現を図りたい。

一、希望するすべての障害児に高等部教育を保障すること。
1 訪問教育対象生徒が義務教育に続いて高等部教育を受けられるようにすること。
2 知的障害・肢体障害・病後弱養護学校の高等部を新・増設すること。
二、療養中のすべての児童生徒の教育を保障すること。

1 病院内学級の設置・増設を進め、不就学の児童生徒をなくすこと。
2 病院内学級や訪問教育の教育条件を整備すること。

二月二十八日本委員会に左の案件が付託された。

一、病院内学級、訪問教育等の充実による不就学の児童・生徒の解消、希望するすべての生徒に対する高等部教育の保障に関する請願(第一七七号)(第一九二号)
一、障害を持つ子供たちに対する教育施策の充実に関する請願(第二四九号)

第一七七号 平成九年二月十四日受理
病院内学級、訪問教育等の充実による不就学の児

童・生徒の解消、希望するすべての生徒に対する高等部教育の保障に関する請願

請願者 長野市安茂里三、八三四 原金二 外九十九名

紹介議員 馳 浩君

この請願の趣旨は、第一六二号と同じである。

第二九二号 平成九年二月十八日受理

病院内学級、訪問教育等の充実による不就学の児童・生徒の解消、希望するすべての生徒に対する高等部教育の保障に関する請願

請願者 長野県上田市上野一、六一六ノ四

紹介議員 今井 澄君

この請願の趣旨は、第一六二号と同じである。

第二四九号 平成九年二月二十日受理

障害を持つ子供たちに対する教育施策の充実に関する請願

請願者 名古屋市中川区山王二ノ六ノBノ三二〇 井坂了史外百九十九名

紹介議員 山本 保君

障害児者の自立と社会参加の一層の推進は、障壁のない社会を実現するための施策を着実に実現することにある。その意味で、政府が障害者プランにより「バリアフリー社会」を目指し、物理的、制度的、文化・情報、意識の向上の四つの障壁に焦点を当てた取組を行おうとしていることは評価できる。しかし、障害児の置かれた教育及び福祉等の施策や障害児を抱える親への配慮は入所主義の域を出ず、十全の施策が講ぜられているとは言えない。ついては、次の措置を採られたい。

一、障害児と健全児との生活・学習における共生の経験を増やすことは、障害を持つ子供にとっても健全児にとっても、社会の一員としての意識を高めることにおいて極めて有意義であることから、普通学校と養護学校との交流の機会を増加すること。

二、共生の意識を高めるためには、障害児と健全

児と同じ地域での学習・生活の機会を保障することが極めて重要であることから、原則として各国公立学校に障害児学級を設置すること。

三、障害児学級は普通学級と同じ校内にあるのではなく、障害児学級における教育の充実を図るためには、障害児学級の担任のみならず全教員の認識の向上も重視されるべきであり、全教員希望者に一定期間の福祉施設（子供・幼児のみでなく老人も含め弱い人のためのもの）等での研修を義務化する等、教員の数よりも質を向上させること。また、教員の交代や代替については、授業の計画性・一貫性の確保を図ること。

四、特殊学級における教育の充実を図るため、養護教育に関する専門性を重視した教員配置を行うこと。また、教員の交代や代替については、授業の計画性・一貫性の確保を図ること。

五、特殊学級設置校における障害児に対する教員、児童生徒の対応にある意識上の「障壁」をなくすため、障害児への思いやりや関心を高めるための教育の在り方を明確にすること。

六、授業時数や教科書の利用等を検討し、ゆとりある学級生活ができるよう学級定員の定数減、あるいは女子児童等の心身の発達に配慮し、男女二名の教員を確保すること。

七、障害を持つ子供を抱える保護者の精神的・経済的・時間的な負担軽減に力がかみ、その負担を軽減するための施策の充実を図る必要があり、適正な授業時数の確保・下校時間の延長やいわゆる学童保育的な施設の確保と指導員の配置を行うこと。

八、長期の休み期間における受入施設等の設置、一時保護施設の整備拡充等を図ること。

九、養護学校等におけるリハビリ指導員の増員、あるいは他の施設での訓練を含めその回数を増やすこと。また、肥満等の防止を含め健康の維持・向上を図るための対応や常時必要なアドバイスを受けられるシステムづくりとそれに基づく必要なサービスが行えるよう対策を講ずる等、養護学校と福祉施設の有機的な連携の強化

を図ること。

三月七日日本委員会に左の案件が付託された。

一、私学の学費値上げ抑制、父母負担軽減、教育・研究条件の改善、急減期の特別助成のための大幅な私学助成増額に関する請願（第二六九号）

一、病院内学級、訪問教育等の充実による不就学の児童・生徒の解消、希望するすべての生徒に対する高等部教育の保障に関する請願（第二八九号）（第二一四号）

第二六九号 平成九年二月二十一日受理

私学の学費値上げ抑制、父母負担軽減、教育・研究条件の改善、急減期の特別助成のための大幅な私学助成増額に関する請願

請願者 奈良市三松三ノ八ノ二 西本義男外一万九千九百九十九名

紹介議員 吉田 久君

十年後には高校生が現在の四分の三に減少することの生徒急減期こそ、「四十―三十五人学級の実現」、「学校規模の適正化」、「進学率の向上」、「公私格差の解消」など、公私合せて理想的な教育環境をつくる好機である。私学が学費の値上げをせず四十人学級など教育条件を整えるためには、経常費二分の一助成の早期達成や施設設備助成の充実とともに、急減期に対応した助成が必要である。ついては、次の事項について速やかに実現を図られたい。

一、私学への経常費二分の一助成の早期達成など公費助成を拡充し、生徒急減期に対応した助成を充実させること。

二、行き届いた教育を進めるために、四十人学級を早期に実現するとともに三十五人学級を目指すこと。

三、高校、大学の授業料など教育費の父母負担を軽減するための措置を講ずること。

第二八九号 平成九年二月二十一日受理

病院内学級、訪問教育等の充実による不就学の児童・生徒の解消、希望するすべての生徒に対する高等部教育の保障に関する請願

請願者 大阪府羽曳野市羽曳が丘三ノ八ノ一八 山中隆外三百十名

紹介議員 田沢 智治君

この請願の趣旨は、第一六二号と同じである。

第三一四号 平成九年二月二十五日受理

病院内学級、訪問教育等の充実による不就学の児童・生徒の解消、希望するすべての生徒に対する高等部教育の保障に関する請願

請願者 長野県松本市旭二ノ一ノ四四 野沢嘉高外九十九名

紹介議員 阿部 幸代君

この請願の趣旨は、第一六二号と同じである。

三月十二日本委員会に左の案件が付託された。

一、教育公務員特例法の一部を改正する法律案

教育公務員特例法の一部を改正する法律案 教育公務員特例法（昭和二十四年法律第一号）の一部を次のように改正する。

第二十一条の四を第二十一条の五とし、第二十一条の三を第二十一条の四とし、第二十一条の二を第二十一条の三とし、第二十一条の次に次の一条を加える。

（国立大学及び国立高等専門学校学校の教員に関する国家公務員退職手当法の特例）

第二十一条の二 国立大学の教員及び国立高等専門学校学校の教員（政令で定める者に限る。次項において同じ。）が、国以外の者が国と共同して行う研究又は国の委託を受けて行う研究（以下この項において共同研究等という。）に従事するため国家公務員法第七十九条の規定により休職にされた場合において、当該共同研究等への従

事が当該共同研究等の効率的実施に特に資するものとして政令で定める要件に該当するときは、当該休職に係る期間については、国家公務員退職手当法(昭和二十八年法律第百八十二号)第七条第四項の規定は、適用しない。

2 前項の規定は、国立大学の教員及び国立高等専門学校等の教員が国以外の者から国家公務員退職手当法の規定による退職手当に相当する給付として政令で定めるものの支払を受けた場合には、適用しない。

3 前項に定めるもののほか、第一項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則

この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行し、改正後の第二十一条の規定は、この法律の施行の日以後の休職に係る期間について適用する。

平成九年三月十九日印刷

平成九年三月二十一日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局